

令和6年度特定健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、集団健診による特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）について、全国健康保険協会滋賀支部ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と滋賀県厚生農業協同組合連合会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、特定健康診査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙が委託契約を締結する市町の集団健診に併せて（以下「集団健診」という。）行うものとする。

3 特定健康診査において、乙は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査の実施結果については、乙が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、市町村国保や国保組合の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。）への送付を行うものとする。

（対象者）

第3条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とし、乙において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(委託料)

第5条 委託料は、別紙内訳書のとおりとする。

(委託料の請求)

第6条 乙は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 乙が特定健康診査の実施委託に関する集成的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関（全国労働衛生団体連合会等）にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集成的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している乙にて特定健康診査を受診する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項目等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、乙が受診者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

(委託料の支払い)

第7条 甲は、乙から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、相当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受領した月の翌月21日（電子情報処理組織の使用による場合であつて、代行機関が受領した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、乙に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（乙）に返戻を行うものとする。この場合において、既に乙に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し乙が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

第  
任  
2  
い  
と  
3  
任  
  
(第  
第  
検  
要  
お  
2  
び  
関  
  
(第  
第  
  
(第  
第  
甲  
2  
協  
3  
  
(第  
第  
担  
療  
定  
ラ  
  
(第  
第  
の

(決済に失敗した場合の取扱い)

第8条 乙において、被保険者証と特定健康診査受診券の両方を確認せずに実施した場合は、乙の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 乙において、被保険者証と特定健康診査受診券を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて乙に支払うものとする。

3 乙において、特定健康診査受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、乙の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において乙が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、乙から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

(譲渡の禁止)

第10条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、乙がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、乙に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について乙は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(本人からの請求に基づく情報開示)

第13条 第1条の規定に基づき甲の委託を受けて乙が実施した健康診査について、乙がその健康診査の結果に係るデータを有している場合には、乙は、健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲を経由

せず、当該データを当該本人に対して開示することができるものとする。

2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、乙が受診者本人から徴収するものとする。

#### (業務等の調査等)

第 14 条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

#### (契約の解除)

第 15 条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

#### (反社会的勢力の排除)

第 16 条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

#### (協 議)

第 17 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

委託者 (甲)

全国健康保険協会滋賀支部

ほか947保険者

契約代表者

全国健康保険協会滋賀支部

滋賀県大津市梅林1丁目3番10号

支部長 岸田寛司

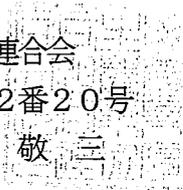


受託者 (乙)

滋賀県厚生農業協同組合連合会

滋賀県大津市松本一丁目2番20号

代表理事会長 竹村敬三



容  
等

る。  
規  
る

、

会

決

## 健診等内容表

区分		内容	
特定健康診査※6	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査 (中性脂質がどちらかの項目の実施で可)	空腹時中性脂質
			随時中性脂質 ※7
	HDL-コレステロール		
	LDL-コレステロール※2		
	肝機能検査	GOT	
		GPT	
		γ-GTP	
	血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖	
		ヘモグロビンA1c	
随時血糖※3			
尿検査※4	糖		
	蛋白		
詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目)※5	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
	心電図検査		
	眼底検査		
血清クレアチニン及びeGFR			

※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※2 中性脂質が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロール(総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。

※3 やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c(NGSP値)を測定しない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。

※4 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。

※5 詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※6 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。



## 内 訳 書

区分		1人当たり委託料単価		支払条件	
		(上段:税抜、下段:税込)			
		個別健診	集団健診		
特定健康診査※1	基本的な健診の項目			5,728円 (6,300円)	・健診実施後に一括
	詳細な健診 の項目 (医師の判断 による追加項 目)	貧血検査		237円 (260円)	
		心電図検査		1,510円 (1,660円)	
		眼底検査		846円 (930円)	
		血清クレア チニン検査 及びeGFR		91円 (100円)	

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

1

2

3

4

5

6

7

## 個人情報取扱注意事項

### 1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

### 2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 3 収集の制限

- (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

### 4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### 5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

### 7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

## 8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

## 9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

## 10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙

## 集団健診実施市町一覧表

健診・保健指導機関番号 2520700028

健診実施市町名	住所	連絡先
別添一覧表のとおり		

て  
の  
  
り  
  
き

姓名

性别

生日

住址

身份证号

生日

月日	実施JA及び会場	住所
5月17日(金)	JAグリーン近江本店	東近江市八日市町1-17
5月21日(火)	JAグリーン近江八日市西支店	東近江市下羽田町162
5月22日(水)	永瀬寺コミュニティセンター	東近江市山上町1316
5月23日(木)	JAグリーン近江日野東支店	蒲生郡日野町大字河原2丁目55
5月24日(金)	JAグリーン近江日野西支店	蒲生郡日野町大字河原2丁目55
5月27日(月)	JAグリーン近江八幡西支店	近江八幡市小船木町805-1
5月28日(火)	JAグリーン近江八幡西支店	近江八幡市小船木町805-1
5月28日(水)	JA滋賀蒲生町本店	東近江市市子殿町240
5月30日(木)	JAグリーン近江八幡東支店	近江八幡市上田町1310
5月31日(金)	JAグリーン近江八幡東支店	近江八幡市上田町1310
6月11日(火)	JALレーク滋賀安曇川支店	高島市安曇川町田中104
6月12日(水)	JALレーク滋賀朽木專業所	高島市朽木市場864
6月17日(月)	東近江市能登川老人憩の家	東近江市大町1612-1
6月18日(火)	東近江市能登川老人憩の家	東近江市大町1612-1
6月20日(木)	安土コミュニティセンター	近江八幡市安土町東老藤136-1
6月21日(金)	老藤コミュニティセンター	近江八幡市安土町東老藤136-1
6月24日(月)	JA東びわこ愛知川支店	愛知郡愛荘町市1585
6月25日(火)	JA東びわこ愛知川支店	愛知郡愛荘町市1585
7月1日(月)	JA東びわこ彦根南支店	彦根市甘呂町1326-1
7月2日(火)	JA東びわこ彦根南支店	彦根市甘呂町1326-1
7月3日(水)	JA東能登川本店	東近江市埋見町818
7月4日(木)	JA東能登川本店	東近江市埋見町818
7月8日(月)	JALレーク滋賀今津農業経済センター	高島市今津町日置前4684
7月10日(水)	JALレーク滋賀堅田中央支店	大津市大真野2丁目7-41
7月12日(金)	JALレーク滋賀マキノ支店	高島市マキノ町沢1350-1
7月23日(火)	JA東びわこ稲枝支店	彦根市本庄町92-1
7月25日(木)	JA東びわこ稲枝支店	彦根市本庄町92-1
7月30日(火)	JAグリーン近江権王支店	蒲生郡権王町大字弓削1670-1
7月31日(水)	JA滋賀蒲生町本店	東近江市市子殿町240
8月6日(火)	JALレーク滋賀志賀カントリー	大津市南比良1427
8月7日(水)	JA東びわこ多賀支店	犬上郡多賀町多賀1350
8月8日(木)	JALレーク滋賀栗東地区統括本部	栗東市小野493-1
8月9日(金)	JA湖東本店	東近江市池庄町507
8月19日(月)	JALレーク滋賀高島地区統括本部	高島市新旭町旭1丁目10-5
8月20日(火)	JALレーク滋賀高島地区統括本部	高島市新旭町旭1丁目10-5
8月28日(水)	JALレーク滋賀栗東地区統括本部	栗東市小野493-1

\* 9月5日・6日の★彦根市鳥居本地区公民館は、6月初旬に日程が確定しますので、受診希望の方はJA滋賀蒲生連へお問い合わせください。

\* 催祭時間の受付は会場によって異なります。

また、会場も変更になることがあります。必ずご確認ください。

\* 催祭についてのお問い合わせ・申し込み等につきましては、JA滋賀蒲生連までご連絡ください。

月日	会場	住所
9月5日(木)	★(彦根市鳥居本地区公民館)	彦根市鳥居本町1491-6
9月6日(金)	★(彦根市鳥居本地区公民館)	彦根市鳥居本町1491-6
9月11日(水)	JALレーク滋賀南大津支店	大津市石山寺3丁目7-10
9月17日(火)	JALレーク伊吹山東支店	米原市市場435
9月18日(水)	JALレーク伊吹本店	米原市宇賀野280-1
9月19日(木)	JALレーク滋賀栗東地区統括本部	栗東市小野493-1
9月24日(火)	吉川自治会館	野洲市吉川3641
9月25日(水)	JALレーク滋賀中支店	野洲市西河原2542-1
9月26日(木)	JALレーク滋賀中支店	野洲市西河原2542-1
9月27日(金)	JALレーク滋賀守山営業経済センター	守山市洲本町1769-1
9月30日(月)	JALレーク滋賀明富支店	守山市水保町22-1
10月1日(火)	JALレーク滋賀明富支店	守山市水保町22-1
10月2日(水)	JALレーク滋賀中主営業経済センター	野洲市大森2163
10月3日(木)	JALレーク滋賀中主営業経済センター	野洲市大森2163
10月7日(月)	JALレーク伊吹長浜南支店	長浜市勝町527
10月8日(火)	JALレーク伊吹長浜南支店	長浜市勝町527
10月9日(水)	JALレーク伊吹長浜南支店	長浜市勝町527
10月11日(金)	JAこうか本所	甲賀市水口町水口6111-1
10月15日(火)	近江八幡市農土香の郷大中	近江八幡市大町160
10月16日(水)	近江八幡市農土香の郷大中	近江八幡市大町160
10月17日(木)	近江八幡市農土香の郷大中	近江八幡市大町160
10月18日(金)	JAこうか本所	甲賀市水口町水口6111-1
10月21日(月)	安土町草の根ハウス(大中公民館)	近江八幡市安土町大2-1
10月22日(火)	安土町草の根ハウス(大中公民館)	近江八幡市安土町大2-1
10月23日(水)	JAこうか本所	甲賀市水口町水口6111-1
10月25日(金)	JA湖東本所	東近江市池庄町507
10月28日(月)	JA東びわこ稲枝支店	彦根市本庄町92-1
10月29日(火)	JA東びわこ稲枝支店	彦根市本庄町92-1
10月30日(水)	JALレーク滋賀山田支店	草津市北山田町120-1
10月31日(木)	JALレーク滋賀山田支店	草津市北山田町120-1
11月1日(金)	JALレーク滋賀山田支店	草津市北山田町120-1
11月8日(金)	JAこうか本所	甲賀市水口町水口6111-1
11月12日(火)	JAこうか本所	甲賀市水口町水口6111-1
11月14日(木)	JAこうか本所	甲賀市水口町水口6111-1
11月19日(火)	JAこうか本所	甲賀市水口町水口6111-1
11月21日(木)	JA北びわこ本店別館	草津市湖北町蓮水2721
11月22日(金)	JA北びわこ本店別館	草津市湖北町蓮水2721
11月25日(月)	JA北びわこ本店別館	草津市湖北町蓮水2721
12月11日(水)	JA滋賀蒲生町本店	東近江市市子殿町240

滋賀県厚生農業協同組合連合会 (JA滋賀蒲生連)

TEL 077-521-1708 (電話受付時間 8:30~17:00)

团体

号	
91	北
6	北
5	北
9	北
56	栗
98	北
2	楸
3	工
4	北
8	溪
6	北
7	青
93	夕
5	日
0	岩
9	岩
1	珠
99	巨
3	珠
8	七
08	洋
4	工
73	其
31	其
99	巨
5	作
56	作
98	卜
33	利
31	利

